

新	旧
令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱 令和6年3月19日 5福祉高介第1556号 令和6年5月30日 一部改正 6福祉高介第454号	令和6年度東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業補助金交付要綱 令和6年3月19日 5福祉高介第1556号
第1条から第4条まで（現行どおり）	第1条から第4条まで（略）
（対象となる施設及び事業所） 第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条別表に定める介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は原則として除くものとする。	（対象となる施設及び事業所） 第5条 本事業の対象となる事業所は、東京都内で実施要綱第3条別表に定める介護保険法に基づく介護サービスを提供する施設及び事業所とする。ただし、国又は地方公共団体が設置する施設又は事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）は原則として除くものとする。<u>また、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条の2の規定による共生型サービスは除くものとする。</u>
（対象となる職員） 第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。 1 雇用形態 第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。<u>なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼務）は問わないが、事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は対象外とする。</u> 2 職種 介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員又は支援相談員（<u>以下「介護職員」という。</u>）、介護支援専門員又は計画作成	（対象となる職員） 第6条 この事業の対象となる職員は、次に定める者とする。 1 雇用形態 第5条で定める施設又は事業所を運営する法人（以下「事業者」という。）から直接雇用を受け、当該施設又は事業所において勤務する職員であること。ただし、事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は対象外とする。 2 職種 介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、介護支援専門員又は計画作成担当者として業務を行う者とする

担当者（以下「介護支援専門員」という。）として業務を行う者とする。

3 勤務時間数

勤務する施設又は事業所において介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る所定労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。また、所定労働時間が週20時間未満かつ月80時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。

4 管理者等の取扱い

次の者は介護職員又は介護支援専門員として所定労働時間週20時間以上又は月80時間以上勤務している場合は対象とする。また、所定労働時間が週20時間未満かつ月80時間未満である場合又は所定労働時間の定めのない場合は、実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上であること。

- (1) 第5条で定める施設又は事業所の管理者
- (2) 地域包括支援センターで実施要綱第3条別表「21 介護予防支援」事業の予防ケアプランに関わる業務を行う者

5 役員（法人代表者を含む。）の取扱い

事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る実労働時間が週20時間以上又は月80時間以上である者のみ対象とする。

第6条第6項から第7条第3項まで（現行どおり）

- 4 対象職員への介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当支給額
対象職員への介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当支給額は以下のとおりとする。

（以下、対象職種の業務を「介護職員又は介護支援専門員としての業務」という。）。

3 所定労働時間

勤務する施設又は事業所において介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る所定労働時間が週20時間以上であること。なお、勤務形態（常勤又は非常勤並びに専従又は兼務）は問わない。

4 管理者等の取扱い

次の者は介護職員又は介護支援専門員として週20時間以上勤務している場合は対象とする。

- (1) 第5条で定める施設又は事業所の管理者
- (2) 地域包括支援センターで実施要綱第3条別表「21 介護予防支援」事業の予防ケアプランに関わる業務を行う者

5 役員（法人代表者を含む。）の取扱い

事業者における役員（法人代表者を含む。以下「役員」という。）においては、介護職員又は介護支援専門員としての業務に係る実労働時間が週平均20時間以上である者のみ対象とする。

第6条第6項から第7条第3項まで（略）

- 4 対象職員への介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当支給額
対象職員への介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当支給額は以下のとおりとする。

ただし、事業者における就業規則又は給与規程等（従業員が10人未満の法人における従業員ごとの労働条件通知書を含む。）において、以下に定める支給額と異なる額を定めることを妨げるものではない。

（1）本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円とする。

（2）勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの介護職員（役員を除く。）へは月額10,000円を加算する。この加算は、雇用を開始した月に係る分から引き続く60か月目に係る分までを支給するものとする。

第8条から第17条まで（現行どおり）

附 則 （5福祉高介第1556号）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

附 則 （6福祉高介第454号）

この要綱は、令和6年5月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

ただし、事業者における就業規則又は給与規程等（従業員が10人未満の法人における従業員ごとの労働条件通知書を含む。）において、以下に定める支給額と異なる額を定めることを妨げるものではない。

（1）本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円とする。

（2）（1）に加え、勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの介護職員（介護支援専門員及び役員を除く。）へは月額10,000円を加算した額とする。この加算は、雇用を開始した月に係る分から引き続く60か月目に係る分までを支給するものとする。

第8条から第17条まで（略）

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 施行日から令和7年3月31日までの間、事業者が第7条第1項の規定に定める就業規則又は給与規程等を整備した場合は、令和6年4月から就業規則又は給与規程等が整備されるまでの期間に係る介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当を、複数月分まとめて支給することができる。

別表 補助対象経費及び補助金額の算定方法（第8条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4
本要綱第7条に定める介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の支給に係る経費（以下「手当支給経費」という。）及びその支給に伴って事業者へ納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分（手当支給経費に15パーセントを乗じた額）	（1）本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円 （2）勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの <u>介護職員</u> （役員を除く。） <u>一人当たりの加算額月額10,000円</u> （3）社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記（1）及び（2）の合計額に15パーセントを乗じた額	10／10	第対象めるして第3を乗た額の端は、こ

別記 補助条件

第1から第11まで（現行どおり）

12 他の補助金等との重複の禁止

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の支給を受けこの補助金の交付対象となるものと対象を重複して、東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1666号）に基づく助成金、高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年5月11日付19福保高在28号）に基づく介護職員宿舍借り上げ支援事業による補助金及び介護職員の宿舍施設整備支援事業補助金交付要綱（令和3年7月7日付3福保高介第625号）に基づく補助金、障害福祉サービス等職員居住支援特

別表 補助対象経費及び補助金額の算定方法（第8条関係）

1 補助対象経費	2 補助基準額	3 補助率	4
本要綱第7条に定める介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の支給に係る経費（以下「手当支給経費」という。）及びその支給に伴って事業者へ納付の義務が生じる社会保険料の雇用主負担に係る経費相当分（手当支給経費に15パーセントを乗じた額）	（1）本要綱第6条に定める対象となる職員一人当たり月額10,000円 （2） <u>（1）に加え、</u> 勤続年数が同一法人内で1年目から5年目までの <u>職員（介護支援専門員及び役員を除く。）へは月額10,000円を加算した額</u> （3）社会保険料雇用主負担額に相当する額として上記（1）及び（2）の合計額に15パーセントを乗じた額	10／10	第対象めるして第3を乗た額の端は、こ

別記 補助条件

第1から第11まで（略）

12 他の補助金等との重複の禁止

介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当の支給を受けこの補助金の交付対象となるものと対象を重複して、東京都介護職員宿舍借り上げ支援事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1666号）に基づく助成金、高齢社会対策区市町村包括補助事業実施要綱（平成19年5月11日付19福保高在28号）に基づく介護職員宿舍借り上げ支援事業による補助金及び介護職員の宿舍施設整備支援事業補助金交付要綱（令和3年7月7日付3福保高介第625号）

別手当事業実施要綱（令和6年3月6日付5福祉障地第734号）
に基づく補助金等、都の居住支援事業の補助金の交付を受けてはな
らない。

に基づく補助金等、都の居住支援事業の補助金の交付を受けてはなら
ない。